

18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への 子育て支援強化を求める意見書

令和7（2025）年1月現在、女性受刑者を収容する刑事施設は全国に11ヶ所あり、全収容者数のうち、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は約4割を占めている。

令和4（2022）年6月17日に刑法等の一部を改正する法律（法律第67号）が公布され、「懲役・禁錮」から「拘禁刑」に改正されたことにより、受刑者の社会復帰については、より柔軟な処遇改善が可能となっている。平成28（2016）年4月より、女子施設地域支援モデル事業（現在の女子施設地域連携事業）により加古川刑務所の非常勤助産師として勤務した看護大学の教授が、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て相談を行った。このことにより、女性受刑者のもつ養育体験や養育行動の特徴や、女性受刑者の大半が適切な養育体験が乏しいために、自身の子育ての方法が分からないことが明らかにされた。そのことから、当該の子育て相談では乳幼児の愛着形成以外に、児童虐待の負の連鎖を断ち、健やかな親子関係構築の実現に向けて尽力したところ、一定の効果が実証された。

しかしながら、全国的に刑事施設における子育て支援への取組は、各施設によって異なり、集団指導のみという施設もある。また、全国矯正施設間の助産師連携は一度も実施されたことがないのが現状である。

P T S Dを内包する女性受刑者の精神的特性を考慮し、全体の4割を占める子どもを持つ女性受刑者を対象にした、乳幼児への愛着形成を含む体系的な子育て支援教育プログラムを構築する必要があると考える。これらの教育により習得できる子育て力は、受刑者の社会復帰および次世代である乳幼児の健全な育成には不可欠なものである。

よって、政府において、下記のとおり女性受刑者への子育て支援の強化を求める。

記

1. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象に、助産師やその他の専門職等との連携による出所後の子育て支援を継続すること。
2. 子育て支援を行う助産師の非常勤雇用を拡大し、18歳未満の子どもをもつ全国の女性受刑者への子育て相談を現状の月1回程度から週2回程度の雇用として行うこと。
3. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象にした子育て相談の内容や方法についてガイドライン等を作成し、全施設間の均一化を図ること。
4. 全国の女性受刑者刑事施設に勤務する看護職の連携およびフォレンジック看護分野の専門的研修制度を定期的実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣	—各宛
総務大臣	
法務大臣	
厚生労働大臣	